

令和元年10月9日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和元年10月9日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

山本 進 委員長

阿部 眞喜 副委員長

浅野 敏江 委員

伊勢 由典 委員

香取 嗣雄 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（2名）

伊藤 博章 議長

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹 産業環境部長 佐藤 俊幸

建設部長
兼土木課長 佐藤 達也 水道部長 大友 伸一

水道部次長
兼業務課長 並木 新司 建設部
定住促進課長 星 和彦

水道部
工務課長 佐藤 寛之

事務局出席職員氏名

事務局長 武田 光由 事務局次長
兼議事調査係長 鈴木 忠一

議事調査係主査 平山 竜太 議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第63号 塩竈市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 4 号 塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 6 6 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算

議題 閉会中の継続審査・調査について

午前10時00分 開会

○山本委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第63号「塩竈市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第64号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第66号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」並びに閉会中の継続審査・調査についての、以上4件であります。

これより、議事に入ります。

議案第63号及び第64号、第66号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、議案第63号「塩竈市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」ほか計3案件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道部から、議案第63号及び第64号についてご説明をいたします。

初めに、議案第63号「塩竈市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号6「令和元年第3回塩竈市議会定例会議案」の8ページをお開き願います。

本条例の提案理由につきましては、地方自治法の改正に伴い、塩竈市水道事業の設置等に関する条例の第5条中、参照する条項にずれが生じたためのものでございます。

施行日は附則に記載のとおり、令和2年4月1日としております。

なお、資料番号19「第3回市議会定例会議案資料」の8ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、議案第64号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号6の9ページをお開きください。

本条例の提案理由につきましては、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、改正内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号19「第3回市議会定例会議案資料」の11ページをごらんいただきたいと思っております。

1の概要といたしまして、水道法の改正により、指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に5年の更新制度が導入されますことから、更新手続に関する手数料を定めるため所要の改正を行おうとするものでございます。

2の指定給水装置工事事業者制度のこれまでの経過についてですが、平成10年4月1日より、従前の水道工事公認定制度を指定給水装置工事事業者制度に改めまして、このとき他市町村の業者も事業者登録できるように規制緩和が図られたところでございます。

しかしながら、この制度では新規の指定のみとなっておりますので、休廃止等の実態が反映されづらい状況となっておりますことから、このような状況を改善するため、指定期間の更新制度がこのたび導入されたものでございます。

3の主な改正内容についてです。

(1) 指定給水装置工事事業者の手数料の改定といたしまして、新規の受け付けにつきましては、これまで1件1万4,000円だった手数料を1万円に引き下げております。

(2) 更新手数料につきましては、1件当たり7,000円の手数を新たに定めてございます。

(3) として、あわせて用語、引用条項の改正を行ってございます。

4の施行日につきましては、施行日は公布の日からとしますが、改正後の手数料については施行日以降に申し込みがあったものから適用というふうに考えてございます。

なお、同じ資料No.19の9ページ、10ページには新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

水道部からの説明は以上になります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 それでは、定住促進課関連の一般会計補正予算につきまして、ご説明させていただきますと思っております。

恐れ入りますが、資料No.18「令和元年度塩竈市一般会計補正予算説明書」の9ページ、10ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費第19節負担金補助及び交付金に140万円を計上させていただいております。こちらは説明欄に記載のとおりでございますが、危険ブロック塀等除却費補助金といたしまして計上させていただいております。

次に、その財源となります歳入予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木費国庫補助金第1節住宅費補助金に、社会資本整備総合交付金といたしまして70万円を計上させていただいております。

それでは、補正予算の事業内容につきましてご説明させていただきますが、恐れ入りますが、資料No.19の議案資料の30ページをお開きいただきたいと存じます。

「塩竈市危険ブロック塀等除却事業の拡充等について」をごらんいただきたいと存じます。

初めに、1の概要でございます。平成30年に発生いたしました大阪北部地震を起因としますブロック塀倒壊事故を受けまして、国では本年度よりブロック塀等の耐震診断、除却に対しまして助成いたします「ブロック塀等の安全確保に関する事業」を新設してございます。

今回、本市では、さらなる追加支援策といたしまして、新たな危険ブロック塀等の除却後にフェンス等を設置する場合につきましても助成する制度を実施いたしますことから、補正予算をお願いするものでございます。

また、現在、行ってございます危険ブロック塀等除却事業につきましても、申し込み件数が予定を上回るが見込まれますことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、2の補正内容でございますが、(1)の危険ブロック塀等除却事業（フェンス等設置助成分）につきましては、新設の補助金となります。本事業は、危険ブロック塀等除却事業とあわせて実施いたしますフェンス等の設置に要する費用に対しまして、その費用の3分の1を助成させていただきますが、補助要件といたしましては、1メートル当たり4,000円かつ限度額を10万円とさせていただいております。

なお、フェンス等の「など」につきましては、生け垣や板塀など軽量で倒壊のおそれが少ない工作物を対象とさせていただいております。予定件数は20件で、補正額は80万円となります。

次に、（２）の危険ブロック塀等除却事業（危険ブロック除却助成分）につきましては、通学路沿いにございます危険ブロック塀の除却に要する費用の一部、１平方メートル当たり6,000円、限度額30万円を助成してございます。現在、上半期の申し込み件数が10件ございます。今後の申し込み見込み件数を10件と想定させていただきます、補正額を60万円と見込んでございます。

これらを合計いたしますと140万円となります。

次に、３の事業費及び財源内訳につきましては、後ほどご参照いただければと存じます。

最後に、４の今後の予定ございますが、補正予算をお認めいただきましたら、令和２年１月末まで受け付けをさせていただきます、令和２年３月末までに補助対象者から実績報告書の提出をいただき、順次補助金の助成を行ってまいりたいと考えてございます。

定住促進課からは以上ございます。よろしくご審査のほどをお願いいたします。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 引き続き、令和元年度塩竈市一般会計補正予算のうち、土木課分の予算につきましてご説明いたします。

まず、資料番号19「第３回市議会定例会議案資料」31ページをお開きください。

初めに、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。

「公園・緑地の危険木伐採について」の概要になりますけれども、ことし7月23日に発生しました楓町緑地内の松の木の倒壊を受けまして、市内の公園及び緑地149カ所の緊急点検を行った結果、倒木の危険性が高い樹木がありましたので、それらの樹木を伐採するため補正予算を計上するものです。

２の補正内容ですけれども、市内公園・緑地８カ所において危険木伐採のための委託料となります。伐採本数は、大小合わせますと100本程度を予定しております。

３の事業費及び財源内訳のとおり、事業費650万円につきましては、一般財源で措置する内容となります。

４の今後の予定ですけれども、補正予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め、12月から委託業務に着手し、来年２月完了を目指し進めてまいります。

次に、予算計上内容についてご説明させていただきます。

資料番号18の「令和元年度塩竈市一般会計補正予算説明書」９ページ、10ページをお開きください。

第8款土木費第5項都市計画費第3目公園費について、10ページの事業内訳欄の最下段に、公園街路維持管理費としまして、その右側の説明欄のとおり、樹木剪定・伐採委託料650万円を計上しております。

土木課の補正予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 お疲れさまでございます。

「公園・緑地の危険木伐採について」、質問させていただきたいんですけども……（「資料番号」の声あり）資料番号19番の31ページになります。

149カ所点検されたということでございますけれども、もう一度確認なんですけど、その中から8カ所の100本ということでよろしいでしょうか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 そのとおりでございます。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。今週も台風来ますし、また、冬になれば、もしかしたら雪が降って、またその雪の重みでということも可能性があると思いますので、これ、どれぐらいの期間の間にこの100本を切る予定となっているのか、教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 31ページの資料の下段にありますとおり、12月から着手しまして、2月までには完了したいというふうに思っております。ただ、できるだけ早く作業そのものをやっていきたいと思っております。

今回、点検した際に、倒木の危険性のある樹木につきましては、比較的、杉の木、公園内と緑地内というようなことで、ほかの建物とか道路に面した場所というふうなことではございませんので、その辺は今度の台風に備えて、あらかじめ点検しておきたいと思っておりますけれども、そういった場所のものだというふうに捉えていただければと思います。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひ「切る予定だったんですが……」ということがないようにだけ、ひとつよろしくお願いたします。

また、もう一点ですけども、この残りの141件の中で、今後、その可能性が高いんじゃないかというところまでの把握はされてらっしゃるんですかね。何か話を聞くと、この松の木

の倒木も、松の木は進行が早くて、一度確認したときには、大丈夫だったんだけど、気づいたら、やっぱり倒木してしまったということで聞いてましたので、危険な箇所になりそうだとこのところまでの把握はされてらっしゃるんですか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 私どもで作業する際に、松の木については、基本的に伐採する方向で点検するように、というふうな指示はしております。今回は倒木のあった楓町の緑地については、基本的には、松の木については、全て伐採するというふうなことで予定をさせていただいております。それ以外については、とりあえずは確認できたものは、できる限り伐採するというような予定にしております。

○山本委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。倒木したところも、通学路にもなっているところだったので、本当にけがや事故、車にぶつかりましたけれども、なくてよかったなというところがございますので、いち早い対応をよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 私も同じこの資料No.19の31ページについての確認なんですけど、今、公園・緑地の危険木伐採ということで、緑地、市が所有しているところを点検なされたと思うんですが、塩竈市内というのは、県所有の部分だったり、また、民間のところでも樹木に対する市民からの苦情とか、そういった危険な場所というのはかなりあるんですが、そういった市が所有していない部分の危険な樹木に対する調査とか、勧告とか、その辺の取り扱いはどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 基本的には、私ども、例えば、台風とか、そういった際には、市内をパトロールし、その際に危険と思われるような箇所については、パトロールしながら点検をしていくというふうな作業になっています。

ただ、それ以外のケースにおいても、市民の方々から、こういった樹木があるんだというふうなことでご相談とか、いろんな形で相談等を受けております。そういった箇所については、所有者の方に手紙等を出しながら、何とか改善のほうに対応していただくようにというふうな、まずはそういったお願いをさせていただいているというふうなことになります。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ただ、時間的な流れがありまして、これまでも私も何度かそういったふうに当局にもお願いしているんですが、どうしても民間の方であれば民民になってしまうということで、余り市が介入できないところもあると思うんですが、本当に危険だと察知できるところ、今も大きな台風が近づいてますが、そういったところに対する緊急の対応ということはもうこれ以上何も手を打つことはできないんでしょうか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 例えば、例示を申し上げますと、市道に直接面してまして、例えば、道路に被害等が予想されるといったようなケースについては、我々も道路管理の一環として、その危険性を回避する場合に一定程度、剪定なり、なんなりという形で対応するというので、対応させていただいているというふうなことになります。

○山本委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。こういった災害に関しては、公道に面しているという部分では、樹木だけでなく、いろんな崖地とか、そういったものに対する対応というのは、私も認識しておりますが、やはり民間同士となってくると、この間の大きな台風でゴルフ場の鉄塔が倒れて、樹木ではないんですが、そういったときに、後々になって大きな問題になってくる部分もありますので、ある程度、本当にそういったときに、市の持ち物でない部分に対しての対応というのもしっかりと、市民の皆様にも、またそういった関係でその所有者の方にも、きちんとどのようにしていったらいいかということもわかっていただくためにも、こういったことに対しても、後々考えていかなければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 私から、議案第64号ですね、資料No. 19の9ページでして、ここに第5条で現行と改正になって、現行では、「市長の定めるところ」という上から、第5条ですね。これが「管理者の定めるところ」というふうに文言が変わったわけですが、この管理者というのは誰を指している言葉なのか、ちょっと確認されてくれますか。何かこれだけ読むと、民営化に沿っての布石なのかなという感じもしないではないわけですが、その辺をちょっとお願いいたします。

○山本委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道給水条例の一部改正の中で、これまで「市長」であったものを「管理者」に変更しているということでのご質問をいただきました。

もともと公営企業法の適用を受ける水道事業においては、市町村長の名前で標識で書いてあるものも、内容としては、管理者に読みかえるものということで、厚生労働省からも以前から通達が来ているものでございます。

今回、ここの部分につきましては、民営化の布石というのではなくて、今までは、この給水条例の中で「市長」という表記と「管理者」という表記がきちんと整理されてなくて、いろいろと使い分けをされておりました。それを「管理者」ということでの表記上の統一を図ったものでございます。

なお、管理者の事務等につきましては、それを行うために水道部を設置するというので設置条例で記載しておりますので、これは民営、民間に任せるということではなくて、あくまでも水道部、その管理者の上に市長という権限があるというふうにお考えいただければと思います。

なお、給水条例の中で一部「市長」のまま残っている部分がございますが、この条項については罰則、過料関係については、あくまで市長の権限ということで、「市長」の表記がこの部分で残ってございます。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 その条例には管理者というものの規定は細かくうたってあるんですか。それとも、うたっていないんですか。

○山本委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 給水条例には、管理者ということについては、その「管理者が行うべき業務」ということでの規定をそれぞれ設けております。ただ、また設置条例のほうになるんですが、塩竈市の場合は、直接、管理者を置かなくてもいいという事業体になりますので、管理者は置かずに、管理者の事務執行を水道部が行うというふうな記載をしてございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 管理者というのは、管理責任が出てくるわけですね。管理者が誰になっているのかわからないのに、管理責任、じゃどうするのかという、市長に置きかえるというのは、市

長が責任を負うのか。やっぱりその辺のところを、管理者というものを、管理者の場合はどういう、市町村の場合は、水道部であれば水道部の部長であるとか、課長であるとかというような項を、ちゃんと明細に規定しておかないと、管理者のくくりだけでは責任の所在が全くわからないのではないのかなという危惧をするわけですが、いかがでしょうか。

○山本委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 管理者の事務執行自体が水道部、その処理をさせるために置いておりますが、管理者がいないので、こちらの最終的な責任ということになれば、市長の責任ということになるかと思えます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、市長をわざわざ管理者と置きかえるわけだから、そうしたら、管理者というのはどういう範疇で、それとも管理者、市長が入りますよ、水道部長が入りますよ、誰が入りますよというようなことを明記した上で、初めて管理者というものの責任の所在がはっきりするわけですね。ただ、今までは、市長というから、市長が責任者だということなんでしょうけれども、これが市長から管理者になったときに、市長の責任が外れて、別の管理者がいればその人の責任になる、権限になるということだと思えるんですけども、その辺、そんなに曖昧で大丈夫なんですか。

○山本委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 もともと、企業会計の水道事業に関する部分については、こちらの運営の責任ということで、管理者を置くということには、基本的にはなってございます。ただ、その管理者を塩竈市の場合は置かなくてもよい事業体ということなので置かずに、ただ、その最高の権限としては、市長にその権限があるということになるのですけれども。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、それをね、ちゃんと条例でしっかりとうたうべきだと思いますよ。こう改正するのならね。

今までは「市長」とうたっているから、責任者は市長であるよとわかるわけですけども、「管理者」と置きかえた場合は、塩竈市の条例では管理者は置く必要がないんだと。「じゃ、誰、管理者なの」という話でしょう。変えること自体が曖昧じゃないですか。国からこういうあれが来たから、指針が来たからこう変えるんだということはわかりますけれども、だとしたら、そういうことに沿ってきちんとね、そういうところを決めておくということが

私は大事なんじゃないかなと思いますけど、その辺どうですか。

○山本委員長 水道部長、今回の水道法改正の全体的な概要をまず言って、そこから行かないと、今の質疑に対しては答えならないと思うよ。水道法全体の改正趣旨。大友水道部長。

○大友水道部長 今の管理者の関係についてご説明をさせていただきます。

今、業務課長から、ちょっと私、補足させていただきたいんですが、まず、管理者の設置条例というのがございます。そこで、管理者を定めなければいけないという部分は、常時職員が雇用されている部分が200人以上、あとは給水戸数が5万戸以上というところは、専任の管理者を設置しなければならないという定めがございます。それに基づいて、それ以外は専任の管理者でなくていいですよという、管理者の設置条例というのが第7条、公営企業法の第7条にございます。

ですから、県内市町村では、仙台市という部分は大きいですから、専任の管理者がございませう。あと、多賀城市にも数年前管理者が設置されましたが、ほかの市町村では、そういう条件以外の部分は管理者を置くということになっていて、管理者を置くために、その水道部を置くというふうになっております。

最終的な権限は市長なんですけれども、先ほど業務課長がお話をしたとおり、厚生労働省の通達によりまして、市長を基本的には全部管理者に読みかえるという通達がなされておりますので、それで、市長ということではなくて、管理者というふうな形に、今回読みかえる。そして、先ほど言ったように、賞罰関係の過料関係は管理者ではできないことになっておりますので、その部分は市長という形で残るという形になっております。

塩竈市のこの事業体ですと、専任の管理者ではなくて、設置条例において、それ以外の部分でありますので、水道部ということで事業を行って、最終的には、その管理という部分は、市長になるんですけれども、それを全部「市長」を「管理者」という形に読みかえるという形になっております。

ですから、市立病院も地方公営企業法でありますので、専任の管理者がいるという形になっております。ちょっと説明なかなかわかりづらいんですけれども、以上でございます。

○山本委員長 わかりました。志賀委員。

○志賀委員 どうにでもとれるようなやり方だと思います。これは、やっぱり今まで私もいろんなことあって、事件の中での逃げ道になってしまうんじゃないかなと危惧しますので、ちょっと確認してみました。

確かに読みかえるというところがあるんですけど、だったら、ここに、議案の中に読みかえるというところをちゃんと入れておくとかね、というふうにしてもらえれば、余計な質問もすることないわけです。そういうところも入れば、いつものことですがけれども、ちょっと欠けてるなと思いますので、そこをよろしく願いいたします。

とにかく、いろんな問題が出たときに、管理者は置かなくてもいいと、塩竈市の場合は。だから読みかえるんですというふうに、言ってもらえばいいですけどね。だから、その前の要らぬ説明がいっぱいあるものですからね。質問に対して端的にわかりやすく答えてください。はい、以上でこのことは。

あと、次、補正予算で、資料No.19の30ページ、ブロック塀の除却の補助のことが書いてありますけれども、例えば、ブロック塀から除去してフェンスを設置する場合、大体これ予算的には200メートルぐらいですかね、長さがね。それで、予定件数は20件とありますけど、これはもう、こういった予定件数の20件は大体到達はされる見込みなんですか。それともまだこれからということなんですか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えさせていただきます。

予定件数ということですので、現在の段階では、まだ未定という形でございます。ただ、フェンスをしたいというご相談なんかもありますので、そういった方々にご案内をさせていただければなというふうに、今考えているところでございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、市でいろいろ調査されていると思うんですけども、大体そういう除去しなきゃいけないなというブロック塀というのは、現在、塩竈市内に何メートルぐらいあるんでしょうか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えいたします。

メートル数につきましては、ちょっと把握しきれてないところがあるんですけども、件数的には、昨年、危険ブロック塀ということで調査させていただきまして、我々、定住促進課から「危険ですよ」ということで通知文を出させていただいたのが、全部で40件ございました。改善が既になされている物件につきましては13件で、残りが27件というふうに把握してございます。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、今回の補正では27件中10件が一応解消されると。あと残りの17件は
どういう形になるわけですか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 昨年も、40件につきまして、いろいろと通知を、お手紙とか出させて
いただいたりとか、直接、所有者にお伺いさせていただいて、「危険です」ということで、
我々からもお願いをさせていただいたんですけども、なかなかご理解いただけない部分が
ございまして、今、27件残っているという形でございます。

今回、補正予算をお認めいただきましたら、さらにフェンスにつきましても可能ですよとい
うこともご案内できるのかなと考えてございますので、その部分で件数を伸ばしていきたい
というふうに考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 これは、丸々除去費は補助されるんですか、費用は。それとも、負担分が出てくる
んでしょうか。ちょっとこれを書いてないんですよ、議案の内容にね。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 済みませんでした。志賀委員にお答えいたします。

基本的には、事業費ベースで行きますと、基本的には所有者に3分の1ご負担していただく
ことになるんですけども、実際には、市の補助金が平米当たり6,000円というふうになります
ので、それよりも若干多めにご負担していただくような形に、実際上はなっているかなと
いうふうに考えております。基本的には、我々考えているのは3分の1のご負担で、市から
の補助金が3分の2の補助金というふうな形で考えてございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、限度額といたしまして30万円という上限設定がござ
います。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 すると、10件の見込みというのもこれまだ見込みであって、住民の方の意向はまだ
賛同は得られていないという捉え方でいいんですか。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。そのためにも、お認めいただきましたら、また通知をお送りさせていただきながら、除去をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 これは、財源は国からの補助なんですか。ちょっとまたちょっと……。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 財源的には、塩竈市から支出いたします補助金の財源の2分の1が国から補助されるという形になります。

以上でございます。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 なかなか自己負担があると進まないと思うんですけども、頑張って早く危険物を除去できるようにしていただきたいと思います。

それと、次に、同じ資料No.19で31ページですね。先ほどの公園のことでお話が出ていたけれども、この公園・緑地という表現をされているんですが、公園はわかるんですけど、緑地というのはどういうところを緑地と言っているのか、ちょっと教えていただきたい。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 緑地そのものは、遊具とか、そういったものを置かないで、一般的にはのり面とか、そういったところが多いんですけども、のり面以外でも、例えば、杉、上杉で植栽の緑地なんかが、要するに象徴的なところなんですけれども、ちょうど第二中学校の崖地と言ったら変ですけども、背面にあります大きなのり面とかそういったものが、比較的要するに緑地としては、多い箇所というふうな形になります。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 すると、大体、緑地は多くはのり面であるという捉え方でいいわけですね。

それで、たまたま私、去年ことしと2回、伊保石の方の要望でのり面の木々が危ないので伐採してほしいというところで、担当課に連絡をさしあげて、すぐ対応はしていただいたんですが、ただ、その近隣の方が市に直接お願いしたときに、市の担当の方が来られて、そして「危険だから切ってくれ」と言ったら、「いや、もう万が一の場合、だったら、保険入って、保険でもらえるからそれでやってください」というような話をされたという苦情を聞いてるんですね。

ですから、本来、こういう話があってはいけないのかなと思います。やはり、塩竈市の管理のところであれば、市が責任を持って、倒れたら、その保険に入っていればここに金来るからというような案内をするのでは、ちょっと市としての対応がまずいのではないかなという気がするわけですが、その辺は、佐藤部長はどうお考えですか。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 今の苦情のありました経緯については、ちょっと私自身は把握していない部分がありますけれども、基本的にはそういった、例えば、保険があるからどうだというふうな回答をするというのは、それは我々としてはあってはならないことなので、もしそういったことを職員が発したということであれば、それは反省しなければいけないかなというふうに思います。

ただ、我々としては、まず市民の皆様から、市の、例えば、こういった緑地とか、公園について、こういった危険性がありますよ、というものがあれば、まず現地を確認して、それが早期に対応できるものであれば、対応させていただきますし、少し時間かかる部分については、これこれこういうことでちょっと時間を貸してくださいというふうな形で、いずれその危険性を回避するというのを伝えるというふうなことが、まずは大事なことになるので、そういった対応を心がけていきたいというふうに思っております。

○山本委員長 志賀委員。

○志賀委員 市の所有地であれば、やっぱり市の責任があるわけですから、やはり職員の方々にもそういったところを意識を徹底していただいて、一般市民の方にそういう言動をしないようなことが一番大事だろうと思いますので、一部そう言うと、市民の方は「何だ、この人」というふうに思われますし、「そんなに塩竈市は無責任なのか」ということになってしまいますので、それで我々が言うとやってもらえるというのでは、ちょっと私は、市民から来たら、市がその都度にやってもらおうという形が一番大事だろうと思っていますので、その点やっぱりもうちょっと職員の方の意識の徹底というんでしょうか、そういうところをお願いしたいと思います。

私からは以上です。終わります。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 資料No.19の10ページから11ページにかけて、ちょっと確認だけさせてください。

ここに給水条例の一部を改正するというので、今までの制度ですね、主な改正内容という

ことで、申請1件当たり1万4,000円から1万円並びに指定給水装置の更新手数料として7,000円ということになっています。こういう提案がされているんですが、今までそういった水道事業の申請をした方の登録件数というのは、今、どの辺ぐらいまで押さえられているのか、ちょっと確認させてください。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 伊勢委員にお答えします。

平成30年度末で216社ございます。そのうち市内が28社ございます。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 216件のうち市内が28社、そうすると、残りのざっと180、190社ぐらいは、ほかからの事業者ということによろしいんですか。つまり、塩竈市外の事業者ということによろしいですか。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 やはり一番多いのは仙台市内の業者になります。100社ほど仙台市内になります。あとは県内が37社、あとは県外という形になります。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、市内28社で今回登録を、平成30年度に登録はしてたけれども、実際に事業として、例えば、事業をもうやめちゃったとかね、あるいは新規に登録をするだとか、7,000円ですか、あるいは1万円だとか、改めてどの辺ぐらいまで市内では見込んでいらっしゃるのか、ちょっと確認させてください。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 お答えいたします。

多分、市内の方は全て、今回更新するだろうというふうに見込んでおります。ただ216社全社がというのはちょっと、実際の工事申し込みを行っているのは、そのうち約80社ほどということになります。あとは、よく冷蔵庫のところに全国的な会社の何とか水道トラブルとか、そういったところが大体10社ほどという形になりますので、合わせまして多くても100社いかないというふうに考えております。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、今回の、いわば平成30年度に登録した者が216社あって、新たに更新手数料、指定給水装置工事事業者手数料と、それから今回の指定給水装置工事事業者更新手数料の新設のこの目的はどこにあるのか、その辺だけはっきりさせていただければと思います。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 資料No.19の11ページの2のところになりますけれども、平成10年4月1日から、従前の公認制度から指定制度に変わりました。公認制度になったときには、公認店の数が18社ほどと。この公認されるのは市内の業者だけと。市外とか県外はできませんという形で18社だけだと。こういったことから、全国的に規制緩和がされたというところで、公認制度から指定制度に変わって、どこの他市町村の業者も登録なったということでございます。

ただ、この間、やはり現行の制度では、事業者の休廃止とか、そういった実態が、なかなか反映されづらい。さらに、1回登録すれば済むので、技術者の能力でありますとか、粗雑な工事がされるおそれがあるといった部分から、この更新制度を新たに制度として創設したということになるのかなと思います。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、これはそういった大事なところなのかなと思うんです。つまり土木技術、水道の工事関係で、やはり技術者がいないとそれはできない案件になるので、そうすると、そういった条件を兼ね備えている方々のところをしっかりと押さえると、この辺に目的があるのかなと思うんですが、そうすると、その際、この1万4,000円から1万円、新設で7,000円にする際に、市としては、例えば、技術者、いろんな技術を持っている方の条件というのは、今の指定の事業者ということになるんですけれども、条件としてはどういうところを付すんですか。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 当然ながら、会社ということになりますので、定款・約款等の確認、さらに住民票とか、あとは工事の技術者の資格があるかどうかというのを確認いたします。そこには実際工事を行うための必要な機械とか工具とかそういったものが有しているか。さら

に、塩竈市で定めております給水の装置工事の設計施工指針というのがございます。こちら各事業者に伝えておりますけれども、そういった技術指針なり、設計指針を説明を申し上げるとというのが、新規という形になります。

さらに、更新の場合は、講習会、こういった講習会に出席して学んだかという部分の実績であるとか、さらには、これまでこういった業務をやってきたのか、実際に営業時間であるとか、修理の実績、対応等の実績なんかも加味いたします。さらには、適切な作業を行う技能を有する工事技能者がきちんといるのかどうか。新規ですと新規1回限りで終わりだったんですけれども、更新で継続して雇用されておるか、新たな技術者が配置されているとか、そういったことを更新のときには改めて確認するということになります。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、市民の立場から言うと、やっぱり安心して水道工事が受けられるような技術力というかね、あるいは資材・機材、そういうものを兼ね備えている会社が、事業者が、今回のところでちゃんと条件上も水道部で管理できるということによろしいんでしょうか。結論から言うと。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 そのとおりになります。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その際、講習会ということで、前段お話ございましたが、講習会というのは今後、例えば、今般の条例が可決された際に、今後の講習会等々についてはどのような形で進められていくのか、教えていただければと思います。

○山本委員長 佐藤工務課長。

○佐藤水道部工務課長 これの講習会ですけれども、民間による講習会も当然しかりです。さらに、更新のときには、事業体の市のほうで更新対象者にお声がけをしまして、集まっていたいて講習会を行うというので今考えております。

ただ、塩竈市単体でやるとなかなか集まらないとか日程調整、といいますのは、二市三町で同じ業者が多分登録するというふうを考えておりますので、二市三町と、今、そういった講習会、更新に向けての講習を合同でできないかという話し合いを、今、している最中でございます。

以上です。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市内、以外の方も含めて講習会の計画を速やかにやっていただいて、そして、やはりきちんと安心できるこういった水道事業、水道関係者の皆さんの理解を一層深めていただければというふうに思います。これはここで終わらせていただきます。

次に、先ほど予算上の関係でちょっと確認だけさせていただければと思いますが、30ページから31ページ、資料No.19のですね。1つは危険ブロックの除去の関係はわかりました。大体経過はわかりました。そこで、これは大阪のブロックの倒壊事件を受けての調査だったと思いますが、当時、どのぐらいの案件を調査したのか、全体像を教えてください。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 伊勢委員にお答えいたします。

昨年度実施いたしましたブロック塀調査でございます。

まず、前段、6月、発生したのが6月でございましたので、すぐに小中学校のスクールゾーンを調査させていただきました。8月・9月に公道に面する、市道を中心とした点検調査によって、ブロック塀の調査をさせていただいております。そのほかに自主防災組織、あるいは学校関係者から調査していただきまして、全体で4,000件ほど、当時調査させていただいております。

この段階では目視ということでしたので、さらに二次調査といたしまして、その中から313件、二次調査に回させていただきまして、さらに、我々の定住促進課の技術者が確認しまして、最終的に40件ということで、危険ブロック塀を40件ということでまとめさせていただいたというのが、昨年の内容でございます。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、4,000件ね。何回かやりながらということですがけれども、これで安心・安全なのか。これで40件で、大阪のような事件・事故が起きない保証ができるのかどうか、ちょっとその辺だけ確認させてください。313件が目視による確認ですがけれども、残って40件という話ですので、やっぱりね、通学路で子供さんが事件に遭わないように、やっぱり対処するために、それでオッケーなのかどうか確認させてください。

○山本委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 伊勢委員にお答えいたします。

これで大丈夫かと言われますと、必ずしも大丈夫だとは言いきれないのかなと、我々のほうでは考えてございます。40件のうち、先ほども志賀委員にお答えしましたように、27件の危険ブロック塀が残っておりますし、さらに、経年劣化ございまして、ブロック塀につきましても、雨風とかそういったもので鉄筋がさびたりとかそういった状況も起きますので、経年劣化というのを考えますと、さらに今後とも、そういった危険なものが発生する可能性があるのかなというふうには捉えております。

以上でございます。

○山本委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いわば40件というのは、本当にもう何というか、ぼろぼろというか、いつでも崩れそうな対象なんだろうと考えるんですね。そうすると、この案件はこれで終わりというふうにはさせないで、やはり引き続き、子供さん、あるいは市民の皆さんの歩くところで危険だなと思われるものは、経年劣化でそういうことがいつでも起きるし、台風の被害、あるいは大風の被害、地震の被害等々、やっぱり万全を備えて市民の安全を守っていただければと。これはひとつ要望的にとどめますので、今後とも対処方よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと最後だけ、公園・緑地で149カ所ですけれども、何といたしますかね、面積的にはどのぐらいの広さなんですか、これ、合計すると。

○山本委員長 佐藤建設部長。

○佐藤水道部長兼土木課長 恐縮ですけれども、今ちょっと面積的なものまでは把握したものがありませんので、済みませんけど。

○伊勢委員 そうですか。じゃ、後ほどで結構です。

○山本委員長 後ほどということで。ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第63号及び第64号、第66号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長 挙手全員であります。よって、議案第63号及び第64号、第66号につきましては、原案のとおり可決されました。

○山本委員長 続きまして、「閉会中の継続審査・調査について」を議題といたします。

本委員会において、議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う事案につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 はい。異議なしと認めます。

本委員会において議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う件については、お手元に配付のとおりとすることに決定でありました。

以上で本委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 山 本 進